

要望事項 (優先順位 1)

樹木伐採について

要 旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、早急に対応をお願いします。

回 答**(建設局)**

本市では、平成25年度から要望箇所付近において災害防除事業を実施し、災害時における緊急輸送を確保するための道路整備を行っていますが、その事業の実施に必要な最小限の範囲で本市が樹木の伐採も行った箇所があります。

道路に張り出している私有地の樹木は、道路交通に著しい支障があると認められる場合は、緊急避難的に本市で伐採することがありますが、原則として、当該地の所有者が伐採するものです。

今後も、通行に支障がある樹木につきましては、所有者に伐採等の対応をお願いしてまいります。